

令和7年度直方市特定任期付職員採用試験案内 【スクールソーシャルワーカー】

受付期間 令和8年1月30日17時まで

1. 試験の職種・採用予定数・受験資格・職務の内容

職種	採用予定数	受験資格 (職種ごとの受験資格をすべてを満たす者)	任期
スクールソーシャルワーカー	1名	<ul style="list-style-type: none">昭和50年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者【令和8年4月1日時点で25歳～50歳】スクールソーシャルワーカーの職務経験が令和8年1月31日時点で通算して5年以上ある者社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで ※採用時期は合格者と調整し決定します

※上記の任期については、業務の都合や勤務成績を考慮して、採用日から5年を超えない範囲で、本人の同意を得て更新する場合があります。

※受験者の成績が合格水準に達しないときは、「合格者なし」とする場合もあります。

2. 主な職務の内容

【直方市立学校の児童生徒と家庭に係る相談・支援】

- 登校支援に関する業務
- 児童虐待防止に関する業務
- その他関係機関との連携に関する業務

3. 申込方法

官公庁・自治体求人サイト・パブリックコネクトで会員登録後、エントリーフォームを登録してください。
(URL : <https://public-connect.jp/employer/4043>)

申込入力が完了した翌営業日まで（土・日・祝日・年末年始除く）に申込完了メールを送信しますので、必ずご確認ください。受験案内メールが届かない場合や、エントリーフォームからの入力ができない場合は、直方市役所人事課にご連絡ください。

※次のいずれかに該当する者は受験できません。

○地方公務員法第16条に該当する以下の者

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 直方市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注：出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の規定により永住許可を受けた者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者は受験できますが、採用後、公権力の行使又は意思の形成への参画等に携わる職への任用に一定の制限があります。

4. 試験方法・日程・会場

※試験日程及び方法は、応募者数等によっては変更となる場合があります。

区分	試験内容等	試験日（予定）	試験会場
第一次試験	書類選考：申込による書類選考		
第二次試験 (予定)	面接試験：個別面接	令和8年2月14日 又は 令和8年2月15日	直方市役所等

5. 合格発表（予定）

※発表は掲示場所に掲示するほか、合格者に通知します。

区分	発表日（予定）	掲示場所
第一次合格者発表	令和8年2月上旬	直方市公式ホームページ
最終合格者発表	令和8年2月下旬	

6. 採用について

- 最終合格者は、直方市職員採用候補者名簿に登載し、原則令和8年4月1日以降必要に応じて順次採用（6ヶ月間は条件付採用）します。
- 採用候補者名簿は、原則として1年間有効です。
- 受験資格がないことが判明した場合、受験資格を有することが証明できない場合、申込内容が正しくないことが判明した場合、不正が発覚した場合は採用される資格を失います。

7. 給与

給料月額は、405,000円（令和7年4月時点基準）を支給します。

このほか、通勤手当及び期末・勤勉手当等を支給します。

ただし、扶養手当、時間外勤務手当、住居手当の支給はありません。

8. 服務

任用期間中は、営利企業等への従事制限等、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、原則、副業等はできません。

《問合せ先》

〒822-8501 福岡県直方市殿町7番1号

直方市役所 総合政策部 人事課

TEL：0949-25-2214 FAX：0949-22-5107

URL：<https://www.city.nogata.fukuoka.jp/>

